

令和8年3月須坂市議会定例会議案説明書

番 号	件 名	概 要 説 明
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）	市の義務に属する損害賠償の額を下記のとおり定めたので報告する。 1 損害賠償の原因 車両接触による電話線破損 2 損害賠償の金額 11,666円 3 損害賠償の相手方 * * * * * * * * * *
報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）	市の義務に属する損害賠償の額を下記のとおり定めたので報告する。 1 損害賠償の原因 車両接触による公会堂破損 2 損害賠償の金額 33,000円 3 損害賠償の相手方 * * * * * * * * * *
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（2025年度須坂市一般会計補正予算第6号）	歳入歳出それぞれ26,704千円を追加する。
議案第2号	第六次須坂市総合計画の基本構想の変更について	第六次須坂市総合計画の基本構想を別冊のとおり変更するため、議会の議決を求める。
議案第3号	長野広域連合規約の変更について	長野広域連合の令和8年度から令和12年度までの広域計画の策定にあたり規約を変更する。
議案第4号	辺地に係る総合整備計画の策定について	令和8年度から令和12年度までの5か年にわたり、峰の原高原の公共的施設を整備するため、辺地に係る総合整備計画を策定する。
議案第5号	市道の認定について	市道1路線を認定する。
議案第6号	市道の変更について	市道2路線の区域等を変更する。

議案第7号	須坂市手話言語条例の制定について	<p>(制定内容)</p> <p>手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者に対する理解の促進及び手話言語の普及に関し、必要な事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本理念について定める。</li> <li>2 市、市民及び事業者の責務について定める。</li> <li>3 ろう者及び手話通訳者の役割について定める。</li> <li>4 施策の推進等について定める。</li> </ol> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第8号	須坂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	<p>(制定内容)</p> <p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第9号	須坂市老人福祉センター条例の全部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>須坂市老人福祉センターの指定管理者制度を廃止し、市による直営管理に移行すること及び仁礼コミュニティセンターとの複合施設化並びに市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、須坂市老人福祉センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため全部改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 名称及び位置について定める。</li> <li>2 使用者の範囲について定める。</li> <li>3 施設の使用及び使用料について定める。</li> <li>4 行為の制限等について定める。</li> </ol> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第10号	須坂市名誉市民条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>様式に定める名誉市民章の記載を改めるため改正する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>公布の日から施行する。</p>

<p>議案第11号</p>	<p>須坂市議会議員及び須坂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>(改正内容) 公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の限度額を改めるため改正する。 (施行期日) 公布の日から施行する。</p>
<p>議案第12号</p>	<p>須坂市議会議員及び須坂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>(改正内容) 公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費の限度額を改めるため改正する。 (施行期日) 公布の日から施行する。</p>
<p>議案第13号</p>	<p>須坂市行政手続条例の一部を改正する条例について</p>	<p>(改正内容) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正に伴い、不利益処分の意見陳述手続に係る公示送達について、インターネットを用いて不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法についての規定を加えるため改正する。 (施行期日) 令和8年5月21日から施行する。</p>
<p>議案第14号</p>	<p>須坂市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>(改正内容) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律による電気通信事業法の改正に伴い、引用する規定を改めるため改正する。 (施行期日) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。</p>
<p>議案第15号</p>	<p>須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について</p>	<p>(改正内容) 人事院勧告における市職員等の給与の見直し等に伴い改正する。 1 令和8年度以降の6月及び12月における期末手当の支給割合を改める。 2 市長の給料月額を、令和8年4月1日から令和10年1月23日までの間、現在の減額措置により算出した額から、更にその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。 (施行期日) 令和8年4月1日から施行する。</p>

<p>議案第16号</p>	<p>須坂市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</p>	<p>(改正内容)  人事院勧告における市職員等の給与の見直しに伴い改正する。  (須坂市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)  第1条関係  1 通勤手当の上限額を引上げ、支給の区分を規則委任に改める。  2 宿日直手当の額を引き上げる。  3 令和8年度以降の6月及び12月における期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める。  4 給料表を改める。  (須坂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)  第2条関係  1 特定任期付職員の給料月額を改める。  2 令和8年度以降の6月及び12月における期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める。  (須坂市職員の退職手当に関する条例の一部改正)  第3条関係  令和8年3月31日に退職した者等に係る職員の退職日給料月額は、第1条の規定による改正後の給料表に規定する額とする旨の規定を加える。  (施行期日)  令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>議案第17号</p>	<p>須坂市資金積立基金条例の一部を改正する条例について</p>	<p>(改正内容)  長野県宿泊税の導入に伴い、長野県宿泊税交付金を活用し、観光振興を図る事業の財源に充てるため、須坂市宿泊税交付金基金を新設する。  (施行期日)  令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>議案第18号</p>	<p>須坂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p>	<p>(改正内容)  児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い改正する。  1 地域限定保育士の一般制度化に伴い、保育士の定義を改める。  2 引用する条項を改める。  (施行期日)  公布の日から施行する。</p>

議案第19号	須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳幼児健康診断等の結果を、保育所等の健康診断に代替できる旨の規定を加える。</li> <li>2 地域限定保育士の一般制度化に伴い、保育士の定義を改める。</li> <li>3 文言等を改める。</li> <li>4 引用する条項を改める。</li> </ol> <p>(施行期日)</p> <p>公布の日から施行する。</p>
議案第20号	須坂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>児童福祉法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域限定保育士の一般制度化に伴い、保育士の定義を改める。</li> <li>2 設備及び職員の基準の特例についての規定を加える。</li> <li>3 文言等を改める</li> <li>4 引用する条項を改める。</li> </ol> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第21号	須坂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>児童福祉法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、地域限定保育士が一般制度化されたことから、保育士の定義を改める。</p> <p>(施行期日)</p> <p>公布の日から施行する。</p>
議案第22号	須坂市峰の原高原飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>須坂市水道事業給水条例の改正に伴い改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給水装置の工事の施行について、災害その他非常の場合においては、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による工事の実施を可能とする規定を加える。</li> <li>2 飲料水供給施設の料金を須坂市水道事業給水条例に準じて引き上げる。</li> </ol> <p>(施行期日)</p> <p>公布の日から施行する。ただし、別表第1の規定は、令和9年4月1日から施行する。</p>

議案第23号	須坂市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>駐車場法施行令の一部を改正する政令による標準駐車場条例の改正に伴い、共同住宅への荷さばきのための駐車施設の附置義務に関する規定を加えるため改正する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第24号	須坂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>水道事業の健全な経営と市民への安定給水を図り、水道料金を平均9.07パーセント引き上げるため改正する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和9年4月1日から施行する。</p>
議案第25号	須坂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に伴い改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常勤消防団員の補償基礎額を引き上げる。</li> <li>2 非常勤消防団員の扶養に係る補償基礎額の加算額を改める。</li> </ol> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第26号	須坂市火災予防条例の一部を改正する条例について	<p>(改正内容)</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正による火災予防条例(例)の改正に伴い、改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備についての規定を加える。</li> <li>2 簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義を改める。</li> <li>3 住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーについての規定を加える。</li> <li>4 火を使用する設備等の設置の届出について、対象設備に簡易サウナ設備を加える。</li> </ol> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>
議案第27号	須坂市ふるさと納税問題第三者委員会条例を廃止する条例について	<p>(廃止内容)</p> <p>須坂市ふるさと納税問題第三者委員から諮問事項に係る報告書が提出され、委員会設置の所期の目的は達成したことから、廃止する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p>

議案第28号	2025年度須坂市一般会計補正予算第7号	歳入歳出それぞれ 650,253千円を減額する。
議案第29号	2025年度須坂市国民健康保険特別会計補正予算第3号	歳入歳出それぞれ18,402千円を追加する。
議案第30号	2025年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計補正予算第2号	歳入歳出それぞれ 541千円を追加する。
議案第31号	2025年度須坂市介護保険特別会計補正予算第3号	歳入歳出それぞれ 265,014千円を追加する。
議案第32号	2025年度須坂市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号	歳入歳出それぞれ32,012千円を追加する。
議案第33号	2025年度須坂市水道事業会計補正予算第2号	収益的収入 680千円 // 支出 △784千円 資本的収入 10,613千円 // 支出 1,310千円 をそれぞれ追加する。
議案第34号	2025年度須坂市下水道事業会計補正予算第1号	収益的収入 25,128千円 // 支出 4,686千円 資本的収入 △28,064千円 // 支出 △1,190千円 をそれぞれ追加する。
議案第35号	2026年度須坂市一般会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,250,000千円と定める。
議案第36号	2026年度須坂市国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,896,346千円と定める。
議案第37号	2026年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,585千円と定める。

議案第38号	2026年度須坂市介護保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,938,232千円と定める。
議案第39号	2026年度須坂市後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,064,353千円と定める。
議案第40号	2026年度須坂市水道事業会計予算	収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。 収益的収入 1,272,066千円 // 支出 1,189,559千円 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。 資本的収入 716,961千円 // 支出 948,403千円
議案第41号	2026年度須坂市下水道事業会計予算	収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。 収益的収入 2,122,864千円 // 支出 1,960,257千円 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。 資本的収入 1,123,152千円 // 支出 1,875,637千円
議案第42号	2026年度須坂市宅地造成事業会計予算	収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。 収益的収入 5,269千円 // 支出 9,989千円 資本的支出の予定額を、次のとおり定める。 資本的支出 20,000千円
議案第43号	2025年度緊急防災・減災事業須坂市消防署小布施分署建設建築主体工事請負契約の締結について	下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。 1 契約の方法 一般競争入札による請負契約 2 契約の金額 364,650,000円 3 契約の相手方 須坂市大字日滝1122番地4 株式会社中沢工務店 代表取締役 中澤 公治